

2020.6.3 版
現在はPhase2Cです

生駒市新型コロナウイルス感染症対策の対処ガイドライン

(本ガイドラインはあくまで目安であり、今後の状況により下記の通りの対応とはならない場合があります。また、政府や奈良県の基本対処方針の今後の発表に伴って随時修正となります。)

生駒市のフェーズ	Phase 1	Phase 2A	Phase 2B	Phase 2C (ステップ①)	Phase 3 (ステップ②)	通常期
	奈良県に緊急事態宣言が発令中	奈良県の緊急事態宣言は解除 大阪府の緊急事態宣言は発令中	奈良県・大阪府とも緊急事態宣言は解除	全国の緊急事態宣言が解除され、 全国的に感染者が減少傾向にある (Phase 2 B 移行後概ね3週間)	全国的に感染者が減少し、 感染が収束に向かっている (ステップ①終了後)	政府による全国的な収束宣言後
奈良県のフェーズ	フェーズ1	フェーズ2	→	→	フェーズ3	-
	県内及び近隣地域の新規感染判明者が増加し、強い行動自粛の要請が必要な状況	県内及び近隣地域の新規感染判明者が低水準で低下傾向	→	→	県内及び近隣地域の感染判明者がほとんど見られず、新規判明増加の傾向も発見されない	-
判断の参考	緊急事態宣言	○ (発令中)	×	→	→	×
	大阪府の警戒信号	赤信号 (警戒中)	黄信号 (解除へのカウントダウン)	緑信号 (自粛を段階的に解除)	-	-
	緊急事態宣言	○ (発令中)	○ (発令中)	×	→	×
	全国の緊急事態宣言	○ (発令中)	△ (一部解除)	△ (概ね解除)	×	→
感染の状況	感染まん延・拡大期	感染拡大リスクが概ね抑制されている状態	感染拡大リスクが抑制されている状態	感染拡大リスクが概ね低い状態	感染拡大リスクが低い状態	感染の収束
対処方針	命を守る徹底した感染拡大防止と感染拡大防止を最優先に市民サービス抑制	感染対策を優先的に講じつつ緊急的な業務を一部再開	感染対策を継続しつつ市民サービスを段階的に再開	感染拡大を予防しつつ通常の生活・市民サービスへ段階的に戻す	→	通常に戻る
感染状況の変化 (再燃期)	-	市内の感染状況等を継続的に監視し、その変化が認められた場合、感染状況の変化に応じてPhase1へ移行	県内・大阪府内の感染状況等を継続的に監視し、その変化が認められた場合、感染状況の変化に応じてPhase1または2Aへ移行	県内・大阪府内の感染状況等を継続的に監視し、その変化が認められた場合、感染状況の変化に応じてPhase1または2A、2Bへ移行	県内・大阪府内の感染状況等を継続的に監視し、その変化が認められた場合、感染状況の変化に応じてPhase1または2へ移行	全国の感染状況等を監視し、その感染状況に応じてPhase2または3へ移行
奈良県 行動規範レベル	レベル I 一般的な外出自粛要請	レベル II ・一般的な外出自粛要請を緩和 ・感染リスクの高い場所・集会への訪問自粛を要請 ・必要な感染リスク低減配慮を要請	→	→	レベル III ・外出行動自粛をさらに緩和 ・最低必要限の感染リスク低減の要請は維持	
移動の自粛	・地域内での外出自粛とステイホーム呼び掛け ・大都市との往来自粛呼び掛け ・不要不急の帰省や旅行など相対的リスクの高い都道府県をまたぐ移動の自粛	・大都市への往来自粛呼び掛け ・不要不急の帰省や旅行など相対的リスクの高い都道府県をまたぐ移動の自粛	・大都市への往来自粛呼び掛け ・不要不急の帰省や旅行など相対的リスクの高い都道府県をまたぐ移動の自粛	府県をまたぐ移動自粛は段階的に解除	都道府県をまたぐ往来自粛を全面解除	
イベント・行事	・主催のイベント等は中止 ・民間のイベント等も開催自粛を要請	(屋内) 100人以下かつ収容人数の50%以下 (屋外) 200人以下かつ十分な間隔 (できれば2m)	(屋内) 100人以下かつ収容人数の50%以下 (屋外) 200人以下かつ十分な間隔 (できれば2m)	(屋内) 100人以下かつ収容人数の50%以下 (屋外) 200人以下かつ十分な間隔 (できれば2m)	(屋内) 収容人数の50%以下 (屋外) 十分な間隔 (できれば2m)	
公共施設	閉館	・感染防止策を継続的に実行することを前提に、一部施設は休館等を段階的に解除 ・市民限定等の一部利用制限	感染防止策を継続的に実行することを前提に、休館等を段階的に解除	感染防止策を講じて閉館 ※スポーツジム・カラオケなどは当面引き続き利用自粛	感染防止策を講じて全館開館	通常に戻る
小中学校・幼稚園	休校・休園	分散登校 (月1~2回) ・自由登園	分散登校 (週1~2回) ・自由登園	分散登校 (隔日) ・通常登園 (分散保育)	通常登校・通常登園	
保育所・こども園	登園の自粛を強く依頼 (医療従事者や社会機能の維持に就業する人等を除く)	登園の自粛依頼 (医療従事者や社会機能の維持に就業する人等を除く)	登園の自粛依頼 (医療従事者や社会機能の維持に就業する人等を除く)	通常保育 (感染予防対策)	→	
庁内体制	職員体制	時差出勤・テレワーク・2交代制勤務・別執務室での2班体制勤務・コロナ対応部署への集中的配置	→	→	→	
	出張・会議	・原則出張禁止 ・職員以外が出席する会議の中止・延期またはオンライン会議の活用	・県外への出張は原則禁止 ・緊急事態宣言下の都道府県の出席者はオンライン会議を活用	・県外への出張は原則禁止 ・緊急事態宣言下の都道府県の出席者はオンライン会議を活用	・3密対策、マスク着用等により開催 ・オンライン会議の活用	→
	窓口体制	職員のマスク着用・窓口や執務室消毒 飛沫感染防止用シートの設置	→	→	→	必要な対策を適宜講じる
	専用ダイヤル	設置	問合せ状況に応じて延長又は撤去	→	撤去	→